

令和6年4月1日から、要支援1・2の方

介護予防ケアプラン作成の契約方法が変わります

現在、要支援1、2の方の介護予防ケアプランは「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」のケアマネジャーが作成しており、サービスのご利用にあたっては地域包括支援センターと契約を結んでいただいております。

令和6年4月1日に介護保険法が改正され、「介護予防支援」について「市の指定を受けた居宅介護支援事業者」が直接契約を結び、プラン作成ができるようになります。

※ただし、下記の表のように、利用サービスによっては引き続き地域包括支援センターと契約が必要です。

◆介護予防ケアプランの種類と契約

① 介護予防支援

下記の介護保険制度のサービスを利用したとき

- 訪問看護 訪問入浴
- 訪問リハビリ 通所リハビリ（デイケア）
- 福祉用具貸与 ショートステイ

※上記のサービスと右記のヘルパー派遣や
デイサービスを一緒に利用した場合も介護
予防支援となります。

② 介護予防ケアマネジメント

下記の介護予防・日常生活支援 総合事業
（市独自）のサービスのみを利用したとき

- 訪問型サービス（ヘルパー派遣等）
 - 通所型サービス（デイサービス等）
- ※「事業対象者」の方は、こちらのサービスのみ
の利用となります。

地域包括支援センターが担当又は
事務所が委託で担当する（★①）の場合

指定を受けた事業者と契約可能

地域包括支援センターと契約

※地域包括支援センターが委託
した事業所はプラン作成可能

★①：指定を受けた場合でも、委託で介護予防支援のプラン作成をすることができます。

◆気をつけていただきたいこと

○契約を行う場合は、「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要になります。この届出が遅れると、請求が遅れることがあります。変更となった月の月末までに健康介護課へ提出してください。

○利用サービスを追加したり中止したりしたときに、ケアプランの種類が変わり、契約者が変わる場合があります。どのような契約方法が望ましいか、担当ケアマネジャーとご相談ください。（裏面の「例」参照）

○介護予防支援の指定を受けていない事業者が担当する場合、地域包括支援センターと契約が必要です。

○事業所の方は、引き続き担当の地域包括支援センターと連携を取りながらご支援をお願いいたします。

例 1) 介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ変わる場合

- ① 歩行器レンタルとデイサービス利用
- ② デイケアとヘルパー利用



指定を受けた事業者と契約可能

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書



- ① 歩行器を返却しデイサービスのみ利用
- ② デイケアを休みヘルパーのみ利用



地域包括支援センターと契約

事業所が委託でプラン作成可能

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

例 2) 介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ変わる場合

- ① 歩行器レンタルとデイサービス利用
- ② デイケアとヘルパー利用



地域包括支援センターと契約

事業所が委託でプラン作成可能

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書



- ① 歩行器を返却しデイサービスのみ利用
- ② デイケアを休みヘルパーのみ利用

※再契約の必要はありません

例 3) 介護予防支援

- 歩行器や多点杖、訪問介護等利用



指定を受けた事業者と契約可能

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

例 4) 介護予防ケアマネジメント

- ヘルパーやデイサービス利用



地域包括支援センターと契約

事業所が委託でプラン作成可能

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書